

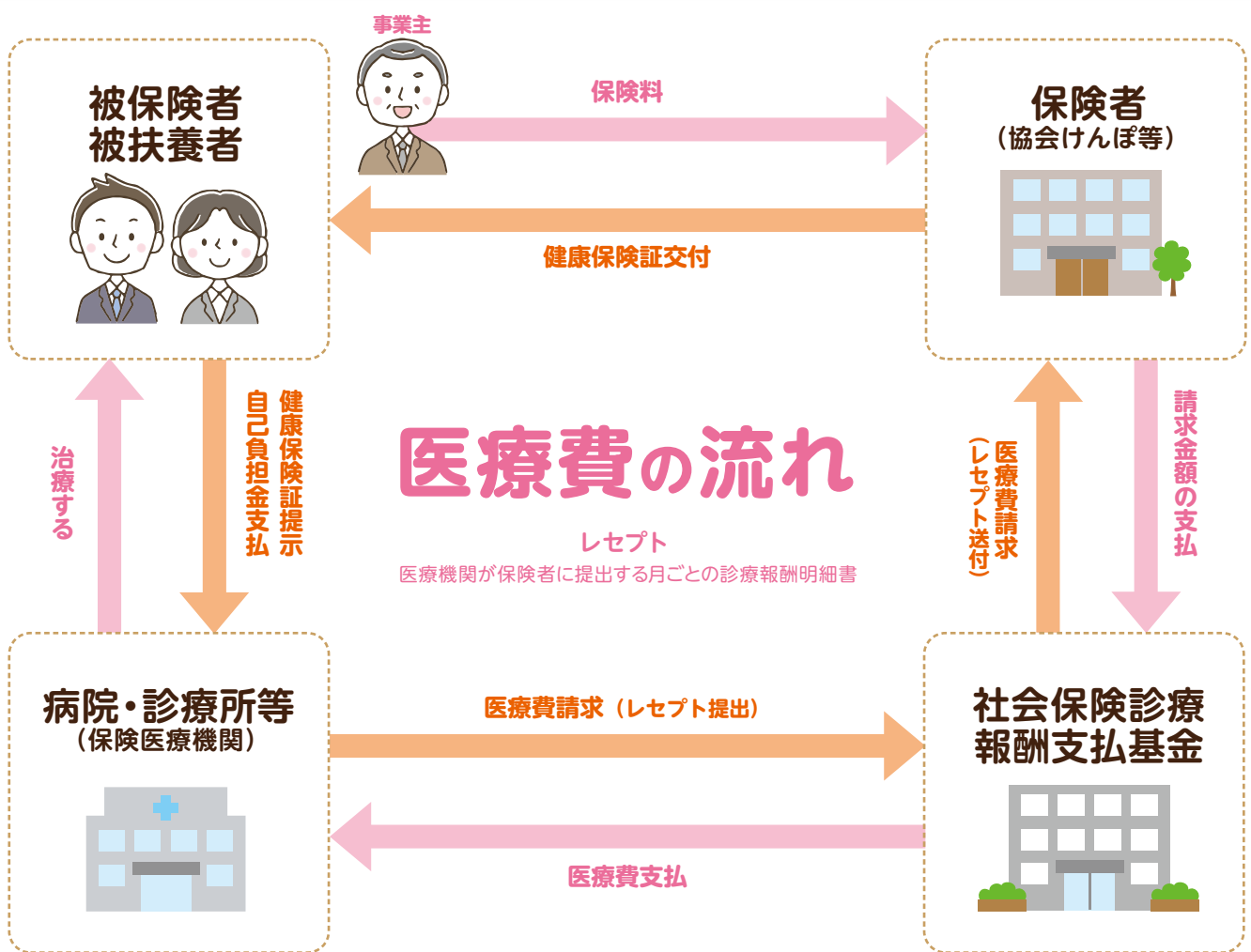


正しい知識を身に付けよう!

# 健康保険制度と医療費のしくみ

健康保険に加入した方(被保険者)は、働いている事業所を通じて、毎月保険者\*等に保険料を支払います。保険料を預かる保険者は、健康保険に加入している方が医療を受ける病院や診療所等に、社会保険診療報酬支払基金を通して医療費を支払います。私たちが健康保険証を提示し治療費の一部を負担するだけで医療を受けることができるのは、このサイクルが相互にかかり合いながら運営されているためです。

※「保険者」とは、健康保険の事業を運営する機関をいい、具体的には「全国健康保険協会(協会けんぽ)」や「健康保険組合」の事です。



## 健康保険の保険給付

健康保険の保険給付には、以下の種類があります。

療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産手当金、埋葬料(費)、家族埋葬料



# 健康保険証は 正しく使いましょう

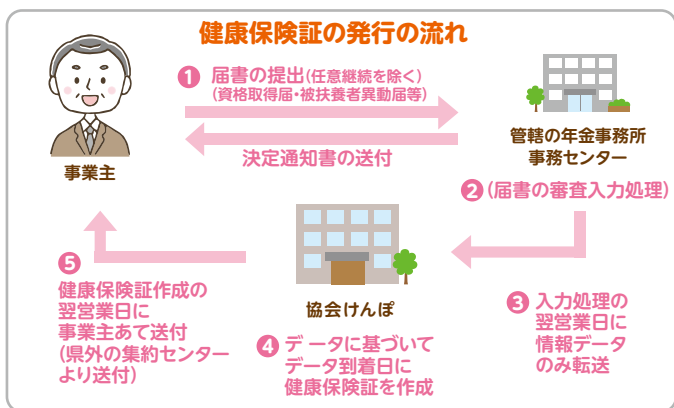


## 一人ひとりに交付される

### 健康保険被保険者証

健康保険被保険者証(健康保険証)は、加入手続き後、被保険者およびその被扶養者に個人単位で交付されます。

また、70~74歳の方には、健康保険証のほかに「高齢受給者証」が交付されます。



## 業務災害によるケガは労災保険で

工作中(業務災害)や通勤途中の事故が原因となって起きた病気やケガについては原則、健康保険証は使えません。労災保険(労働者災害補償保険)の対象となるため、事業主を通じて労働基準監督署に届け出てください。

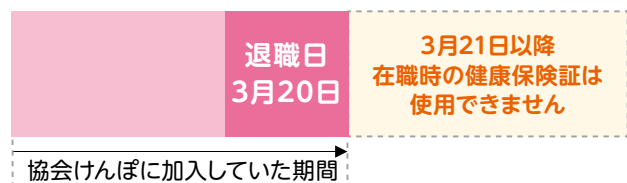


## 資格喪失日(退職日の翌日)以降は、健康保険証を使用できません

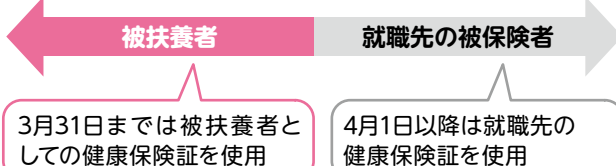
健康保険証は、資格を喪失した日(退職日の翌日、扶養から外れた日)から使用することはできません。

被保険者が健康保険証を使用できるのは「退職日まで(資格喪失日の前日)」です。また、パートの方等で、勤務時間や日数が減少し被保険者の資格を喪失する場合、「資格喪失日」以降、健康保険証は使用できません。

### 例 被保険者が3月20日で退職したとき



### 例 被扶養者が4月1日に就職したとき



### 被保険者の資格喪失日

- 1 適用事業所に使用されなくなった日の翌日(退職日等の翌日)
- 2 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- 3 死亡した日の翌日

### 被扶養者の解除日

- 1 被保険者が資格喪失した場合はその同日
- 2 就職・婚姻等により扶養から外れた日
- 3 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- 4 死亡した日の翌日

### 健康保険被保険者証(被保険者)

令和2年10月19日以降に発行の健康保険証



お手元の健康保険証に記載されている記号・番号を各申請書の「被保険者証の記号および番号」欄にご記入ください

### 健康保険証は大切に保管してください!

- 1 受け取った際に、記載内容の確認をしてください
- 2 受診する際は必ず提示してください
- 3 健康保険証の貸し借りは法律で禁止されています
- 4 被扶養者に変更が生じたら5日以内に届け出てください
- 5 紛失・破損したら、届け出て再交付を受けてください
- 6 会社を退職するときは被保険者・被扶養者すべての方の健康保険証を返却してください



## 健康保険証の適正使用

# 健康保険証は退職日の翌日から使用できません

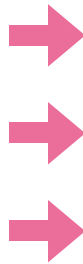


### 退職される方、扶養家族から外れる方がいる場合

- 被保険者の方が退職された場合は、ご本人・ご家族(被扶養者)すべての健康保険証・高齢受給者証をお勤め先に返却してください。
  - 被扶養者の方が就職や結婚等で扶養から外れたときは、その方の健康保険証等を被保険者のお勤め先に返却してください。
  - 事業主の方は、健康保険証等をすみやかに回収のうえ、**資格喪失届・被扶養者異動届に添付して**年金事務所(事務センター)へ提出してください。
  - 資格喪失届・被扶養者異動届の提出後に回収した健康保険証等は、協会けんぽまたは年金事務センター(1ページ目参照)へ、すみやかに返却してください。
- ※保険証が回収できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を併せてご提出ください。

### 退職後のよくある誤解

- 新しい健康保険証が届くまでの間は使えるだろう
- 月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- 会社から何も言われていないので使えるだろう



### いずれの場合も健康保険証は使用できません

お勤めされていた事業所を通じて健康保険証をご返却ください。



### 資格のない健康保険証を使用した場合

資格喪失日以降、資格のない健康保険証を提示して保険医療機関を受診した際の医療費は、協会けんぽから給付されません。誤って健康保険証を使用した場合は医療費の協会けんぽ負担分を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

**例** Aさんが資格のない健康保険証を提示して医療費10,000円(10割)の受診をした場合[Aさんの負担割合:3割]

- ① Aさん → 一部負担金として医療機関で3,000円(3割)を支払い。
- ② 医療機関 → 保険分として7,000円(7割)を協会けんぽへ請求。
- ③ 協会けんぽ → 健康保険証の提示確認が行われているため、医療機関に7,000円を支払い。
- ④ 協会けんぽ → 医療機関に支払った7,000円(本来健康保険から給付されない医療費)をAさんに返還請求。



### 協会けんぽが負担する必要のない医療費が発生しています

退職等で健康保険の資格を失った方が、事業主に健康保険証を返却せずに医療機関を受診する場合があります。本来、協会けんぽが負担する必要のない医療費を負担することとなり、健康保険料率に大きな影響を及ぼしかねません。

退職や扶養家族から外れた方の健康保険証の回収・ご返却をお願いいたします。



## 健康保険被保険者証再交付申請

# 健康保険証等をなくしたとき



### 健康保険証紛失の場合は再交付

健康保険証や高齢受給者証をよごしたりなくしたりしたときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」や「健康保険高齢受給者証再交付申請書」を提出し、新しく交付を受けます。提出の際、古い健康保険証等があれば添付してください。なお、外出時の紛失や盗難の場合は、警察署への届出もしてください。

### 記載例

## 健康保険 被保険者証 再交付申請書 健康保険 高齢受給者証 再交付申請書

**健康保険 被保険者証 再交付申請書** (被保険者記入用) (証再)

記入方法および添付書類等については、「健康保険 被保険者証 再交付申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
申請書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記入用紙: 01123456789アイウ

被保険者証の(左つめ) 記号: 21700023 番号: 123 生年月日: 59|08|25

氏名: 協会 一郎

住所: 宮崎県 〇〇市〇〇町1-1 △△マンション101

再交付が必要な対象者にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者(本人)分	再交付の理由
<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者(家族)分	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> その他

再交付が必要な方のみチェック及びご記入ください。

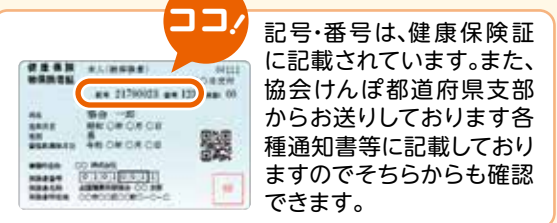
再交付の理由:  滅失  き損  その他

被扶養者氏名: 協会 花子 生年月日: 61年11月12日 性別:  男  女

再交付の理由:  滅失  き損  その他

事業主所在地: 〇〇市〇〇町1-3 事業主氏名: 健保 二郎

社会保険事務士の提出代行者名記載欄: 2111116



再交付の理由を必ずチェックしてください。

被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です。

**健康保険 高齢受給者証 再交付申請書** (高齢者記入用) (証再)

記入方法および添付書類等については、「健康保険 高齢受給者証 再交付申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
申請書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記号: 21700023 番号: 123 生年月日: 59|08|25

氏名: 協会 一郎

住所: 宮崎県 〇〇市〇〇町1-1 △△マンション101

再交付が必要な対象者にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者(本人)分	再交付の理由
<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者(家族)分	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> その他

再交付が必要な方のみチェック及びご記入ください。

再交付の理由:  滅失  き損  その他

被扶養者氏名: 協会 花子 生年月日: 61年11月12日 性別:  男  女

再交付の理由:  滅失  き損  その他

事業主所在地: 〇〇市〇〇町1-3 事業主氏名: 健保 二郎

社会保険事務士の提出代行者名記載欄: 2111116

高齢受給者証再交付申請書も書き方は同じ

令和2年12月25日より、押印の省略が可能となりました。これにより、二重線や修正テープによる訂正で可能となりました。

TEL ×××(×××)××××

### しっかりチェック!

<b>申請時期</b>	健康保険証や高齢受給者証を紛失したとき
<b>申請先</b>	事業所に勤務している被保険者およびその被扶養者の場合 → 事業所を管轄する協会けんぽ都道府県支部 任意継続被保険者およびその被扶養者の場合 → 住所地を管轄する協会けんぽ都道府県支部
<b>添付書類</b>	「き損」による再交付を申請する場合は、「き損」した健康保険証や高齢受給者証を添付してください。



## 任意継続被保険者

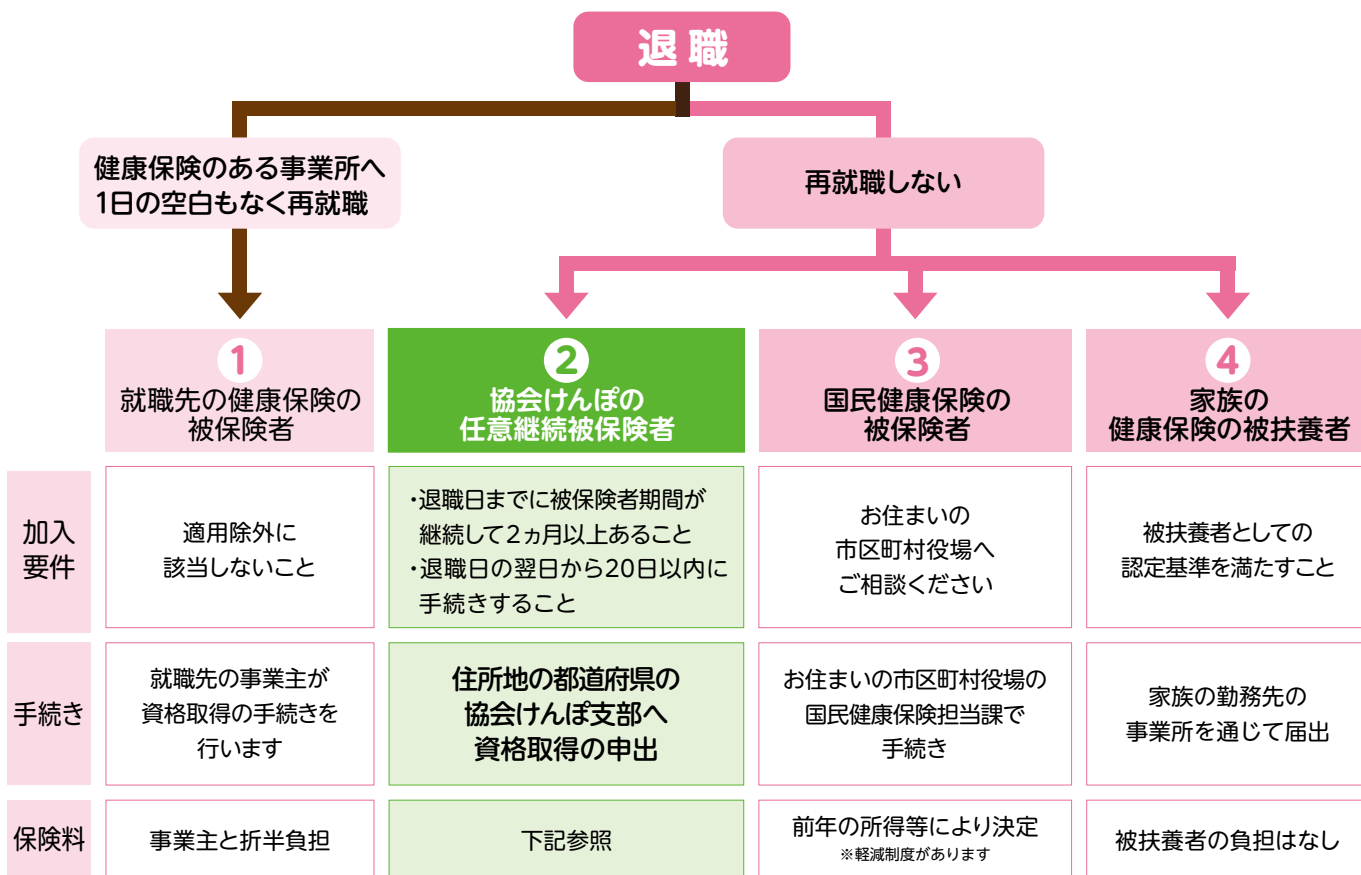
# 退職後も健康保険へ 継続加入をしたいとき



## 退職後の健康保険への加入

74歳までの被保険者が退職等でその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。

退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかに健康保険の加入手続きをする必要があります。



### 任意継続被保険者の1ヵ月の保険料

退職時点の標準報酬月額

× お住まいの都道府県別健康保険料率

= 任意継続の保険料

事業主の届出によって登録された給与の月額上限は30万円(改正される場合あり)

40~64歳の方は介護保険料率が上乘せ

全額自己負担

※国民健康保険の保険料とは算定方法が異なります。詳細はお住まいの市区町村役場へご確認ください(場合によっては軽減されることもございます)。



## 協会けんぽの任意継続被保険者となるためには

被保険者資格を喪失したときは、下記の条件を満たしている場合、協会けんぽの健康保険に引き続き加入(上図の②)することができます。

- 資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
- 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(必着)



## 任意継続の申請から健康保険証発行までの流れ

任意継続の健康保険証は、勤務していた事業所から年金事務所に提出される被保険者資格喪失届の処理完了を確認してから作成することができます(図1)。

なお、退職日の確認できる証明書を提出いただくことにより、年金事務所の資格喪失処理の完了を待たずに健康保険証が早期に発行できます(図2)。

▶ 退職した事業所の健康保険証をお持ちの方は、退職後は使用できませんので、すみやかに退職した事業所へご返却ください。▶

図1

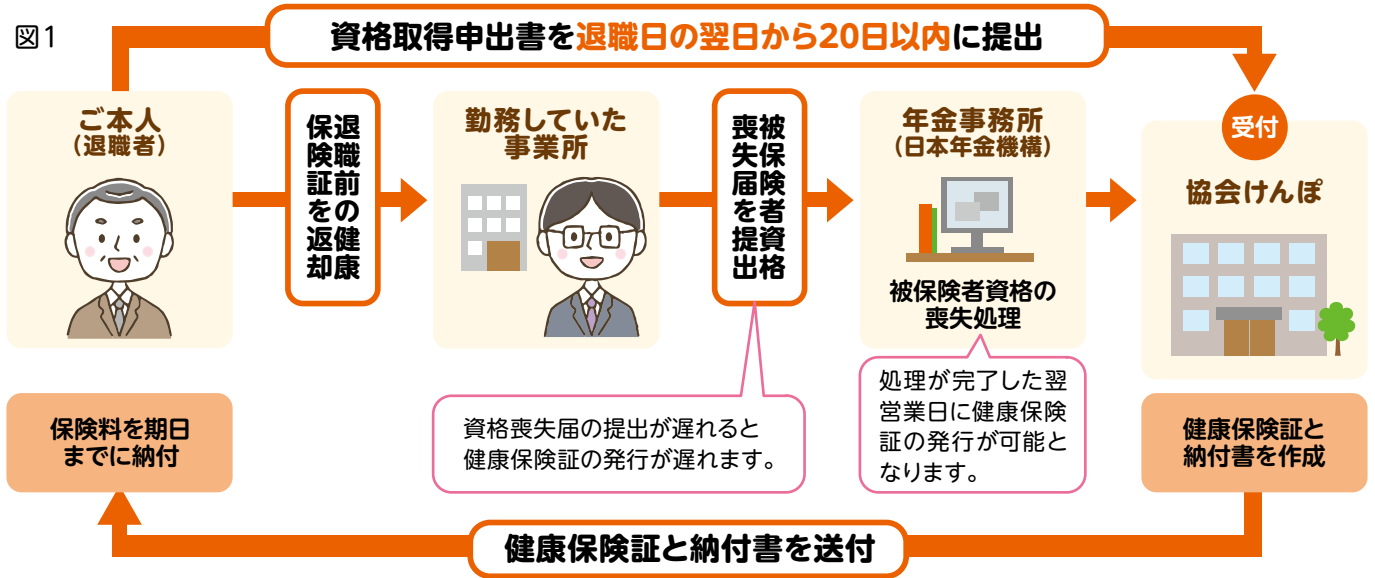
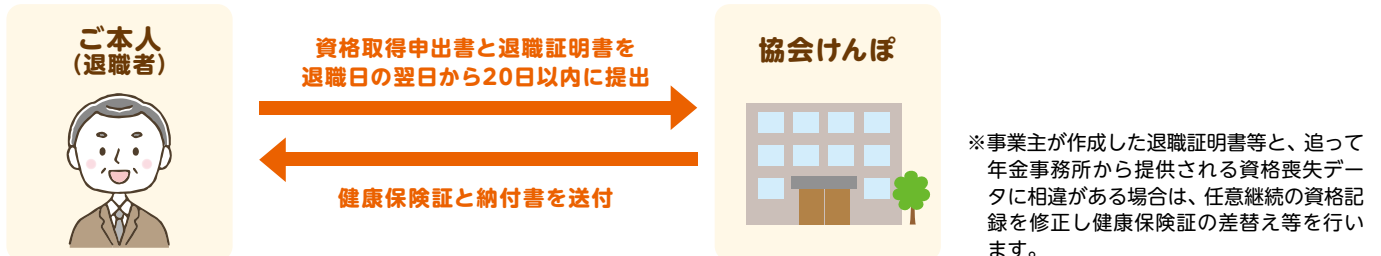


図2(退職証明書の提出がある場合)



## 加入と資格喪失

### ● 加入

加入できるのは最長で2年間です。(退職日の翌日から加入)

### ● 資格喪失

任意継続被保険者は右記のいずれかに該当する場合にのみ、資格を喪失します。「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」という理由では資格喪失となりません。



#### 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき  
(④、⑤の場合は、資格喪失申出書の提出が必要です)



## 任意継続加入中の健康保険給付について

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付(傷病手当金・出産手当金を除く)が受けられます。

※退職(資格喪失)後の傷病手当金及び出産手当金は、任意継続の加入と関係なく、在職時からの継続給付の要件を満たす必要があります。

記載例

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

記入方法および添付書類等については、「健康保険 任意継続被保険者 資格取得 記入の手引き」をご確認ください。  
申出書は、裏のホールペンを使用し、楷書で特内に丁寧に記入してください。【記入用紙】011234567897

勤務していた時に使用していた被保険者証の発行都道府県  支部

被保険者証の記号 21700023 番号 123 生年月日 590825

氏名 協会 一郎 性別 男

住所 〒000-0000 宮崎 市 町1-1 △△マンション101

勤務していた事業所の名称 ○○株式会社 所在地 ○○市○○町1-3

資格喪失年月日(退職日の翌日) 令和 3年 7月 1日

保険料の納付方法 1. □座振替(毎月納付のみ) 2. 毎月納付 3. 6ヵ月前納 4. 12ヵ月前納

健康保険資格喪失証明書【事業主記入用】※任意

被扶養者となられる方がいる場合は裏面の被扶養者届の記載をお願いします。

社会保険労務士の提出代行番号記載欄 200110

全国健康保険協会 協会けんぽ

ココ!

在職時の健康保険証の記号・番号を記入してください。

被扶養者がいる場合は、必要事項を記入してください。添付書類が必要になる場合があります。(下記添付書類を参照)

学生の方は、職業欄に「学生」と記入してください。

被扶養者のマイナンバーを忘れずに記入してください。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
協会 花子	61年11月12日	女	妻	主婦	0万円	同居
協会 大翔	30年9月10日	男	子	なし	0万円	同居

□座振替を希望する方は「1」、納付書による毎月納付を希望する方は「2」、納付書による6ヵ月前納は「3」、12ヵ月前納は「4」を□の中に記入してください。

令和2年12月25日より、押印の省略が可能となりました。これにより、二重線や修正テープによる訂正が可能となりました。

TEL XXX(XXX)XXXX

しっかりチェック! 添付書類について

	在職時より引き続き、被扶養者となる場合	任意継続の資格取得と同時に、新たに被扶養者となる場合
被扶養者となる方がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入を証明する書類</li> <li>(別居) 仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>続柄を証明する書類</li> <li>収入を証明する書類</li> <li>(同居) 同居していることを証明する書類</li> <li>(別居) 仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類</li> </ul>

**提出期限** 退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内。郵送の場合は、20日以内に支部必着。  
※やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のスト等)があると認められるときは、提出期限を過ぎても受理される場合があります。

**提出先** ご自宅の住所地を管轄する協会けんぽ都道府県支部

※令和2年4月より健康保険の被扶養者は、原則「国内在住者」に限定されることになりました。ただし、海外在住者であっても特例要件に該当する場合は認定されます。詳細は協会けんぽのホームページをご覧ください。



## 療養の給付

# 健康保険証を提示して 治療を受けるとき



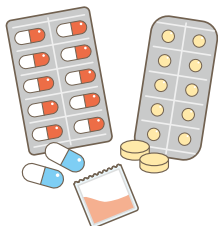
### 病気やケガをしたとき(療養の給付)

健康保険の被保険者や被扶養者が業務災害・通勤災害以外の事由により病気やケガをしたときは、保険医療機関(病院・診療所)に健康保険証および高齢受給者証を提示し、一部負担金を支払うことで、診療・処置・投薬・入院等の治療を受けることができます。また、医師の処方せんを受けた場合は、保険薬局で薬剤の調剤をしてもらうことができます。



#### 診察・検査

身体に異常があれば、いつでも健康保険で医師の診察や治療に必要な検査が受けられます。



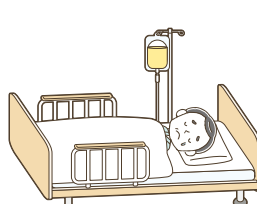
#### 薬・治療材料

治療に必要な薬は、「薬価基準」に掲載されているものだけに限り支給されます。また、松葉杖や歩行補助器は治療に必要な期間、貸し出ししてもらえます。



#### 処置・手術

注射や処置・手術はもちろん、放射線療法、療養指導等も受けられます。ただし、認められていない特殊な治療は健康保険で受けることはできません。



#### 入院・看護

入院中の食事・生活療養については1食・1日につき、決められた額を負担します。特別室(個室等)を希望するときは差額室料の負担が必要です。



#### 在宅療養・訪問看護

医師が必要と認めれば、在宅療養の指導が受けられます。また、訪問看護ステーションから派遣された看護師による訪問看護等も受けられます。



### 一部負担金

保険医療機関で医療を受けたときや保険薬局で薬の調剤をしてもらったときは、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払います。医療費の負担割合は、本人・家族、入院・外来にかかわらず、年齢等によってその負担割合が区分されています。

また、入院した場合の食事代として、1食につき決められた標準負担額を負担しなければなりません。療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費を合わせて決められた標準負担額を負担することになります。なお、これらの標準負担額は、高額療養費(23頁参照)の対象とはなりません。

#### ●一部負担金の割合

義務教育就学前		2割負担
義務教育就学以後70歳未満		3割負担
70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の 対象者を除く)	一般	2割負担
	現役並み所得者	3割負担

#### ●入院時の食事代の標準負担額

(平成30年4月～)

区分		1食当たり負担額
一般		460円 <sup>※1</sup>
低所得者世帯	90日までの入院 <sup>※2</sup>	210円
	91日以降の入院	160円

※1 難病患者、小児慢性特定疾病患者については、負担額が「260円」に据え置かれています。

※2 入院日数は、他の保険者等の入院日数を合わせて計算できます。



#### 現役並み所得者とは

現役並み所得者とは、70歳以上75歳未満の高齢受給者のうち、標準報酬月額が28万円以上の被保険者とその被扶養者です(被保険者が70歳未満の場合は、その高齢受給者である被扶養者は、現役並み所得者とはなりません)。ただし、高齢受給者の被保険者・被扶養者の年収合計額<sup>※</sup>が520万円(高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円)未満であるときは、申請により2割負担となります。

※被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となったときでも、被扶養者でなくなってから5年間は被扶養者であった方の年収と併せて計算できます。





## 健康保険で受けられない診療

健康保険の「療養の給付」は、病気やケガをしたときの治療を対象として行われます。

このため、日常生活に何ら支障がないのに受ける診療、予防注射、正常な妊娠・出産などに健康保険は使えません。

### 健康保険が使えないケース

- ◆業務上・通勤途中のケガや病気 →詳しくは P.15 参照
- ◆単なる疲労や倦怠      ◆美容を目的とする整形手術      ◆近視の手術      ◆予防注射
- ◆歯列矯正・インプラント      ◆健康診断・人間ドック      ◆研究中の先進医療
- ◆正常な妊娠・出産      ◆経済的理由による人工妊娠中絶      など

ただし、例外的に健康保険が使える場合もあります。



## こんな場合は保険給付が制限されることがあります

次のような場合の病気やケガについては、健康保険制度の健全な運営を阻害することになりますので、給付が受けられなかったり、一部を制限されることがあります。

1

犯罪行為や故意に事故(病気・ケガ・死亡等)を起こしたとき

2

けんか、酒酔い等でケガや病気をしたとき

3

正当な理由もないのに医師(病院)の指示に従わなかったとき

4

詐欺、その他不正に保険給付を受けたり、受けようとしたとき

5

協会けんぽ(保険者)の指示する質問や診断を拒んだとき

6

刑事施設や少年院等にいるとき  
(保険給付を行うことが事実上不可能なため、支給されません。ただし、埋葬料と被扶養者への支給は行われます)



## 交通事故・けんか(暴力)等「第三者からの行為」によるケガ(病気)の治療を健康保険で受ける場合は、協会けんぽへ「届出」(書類の提出)が必要です!

「第三者からの行為」によるケガや病気の治療を健康保険で受けた場合、協会けんぽが立て替えて負担している医療費の7~8割を第三者(加害者や自動車保険会社)に請求することから、必ず「**第三者の行為等による傷病届**」(以下「**傷病届**」という)をご提出ください。

**ご注意!!**

### 交通事故では「傷病届」の届出もれが多発しています!

交通事故によるケガで受診した場合、自動車保険会社に対応し、医療機関の窓口で医療費を支払っていないために「保険証を使っていない」と勘違いし、届出しない方がいらっしゃいますが、保険証を提示した場合、自動車保険会社が払っているのは患者負担分だけですので、「傷病届」の**「届出」が必要です。**

「第三者行為」って  
どういうケースがあるの?



- 相手のいる交通事故(車 vs 車、自転車 vs 歩行者、歩行者 vs バイク など)
- ガードレールにぶつかったなど自損事故の**同乗者**
- 何もしていないのに、他人の飼い猫・飼い犬に咬まれた
- レストランで食事をしたら食中毒になった
- 友人に殴られた
- 工事をしている会社に瑕疵があり、掘削中の穴に落ちた      など

「傷病届」が必要かどうか不明なときは、協会けんぽにお問合せください!

# 仕事中や通勤途中にケガをした場合、 病院等での治療に「健康保険証」は使えません！

仕事中や通勤途中に負った傷病については、原則、健康保険を使用することができず、「労働者災害補償保険（労災保険）」を使用して治療していただくことになります。

仕事中や通勤途中のケガで医療機関（病院等）を受診される際には、負傷の原因を詳しく説明し、最初から労災保険を使用してください。

## 【例】下記のケースでは健康保険証を使用して治療できません。

（※「傷病手当金」や「療養費（治療用装具）」等についても、「対象外」となります）

- × 仕事中にケガをした。
- × 通勤途中にケガをした。
- × 仕事中や通勤途中に交通事故にあった。
- × 出張中にケガをした。
- × パート（アルバイト）中にケガをした。



### もし、誤って健康保険を使って治療してしまったら…

後日、協会けんぽが負担した医療費（7～8割）を返還していただくことになり、治療された方にとっては大きな負担となります。

病院等を受診される際には、ケガの原因を正しく伝えて、健康保険が使用できるか確認しましょう。

### 事業主や役員が仕事中にケガをした場合の特例について

労災保険上の「労働者」とならない事業主等が仕事中にケガをした場合であっても、健康保険を使用して医療機関等を受診することはできず、原則、医療費は全額自己負担となります。

ただし、労災保険には事業主等が加入する「特別加入制度」があります。

被保険者数が5人未満の事業所の事業主や役員の場合、その業務が従業員の行う業務と同一と認められた時は、仕事中のケガであっても健康保険証を使用して病院等を受診することができます。



### 【事業主や役員および被扶養者特例の一覧表】

健康保険・労災加入の状況		業務災害	通勤災害
健康保険の被保険者で 法人代表者（役員）	被保険者数が5人以上	労災特別加入あり	労災
		労災特別加入なし	自費
	被保険者数が5人未満	労災特別加入あり	労災
		労災特別加入なし	健康保険
健康保険の被扶養者	パート・アルバイト	労災	
	請負・インターンシップ・シルバー人材センター	健康保険	

労災に該当するかどうかの判断に迷った場合は、

**個人で判断せず、労働基準監督署へ相談しましょう。**